

令和3年霞台厚生施設組合議会

第2回 定例会 会議録

令和3年10月19日 開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和3年霞台厚生施設組合議会
第2回定例会会議録

令和3年10月19日(火曜日)午後2時30分開会

議事日程

令和3年10月19日(火)午後14時

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議会運営委員の選任
 - 日程第5 諸般の報告
 - 日程第6 議案第3号ないし議案第5号
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
 - 日程第9 委員会提出議案第3号
 - 日程第10 委員会提出議案第4号
 - 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第3号ないし議案第5号
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議案質疑・討論・採決

日程第9 委員会提出議案第3号

日程第10 委員会提出議案第4号

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員 17名

1番	川井幸一君	10番	大槻良明君
2番	香取憲一君	11番	田谷文子君
3番	久松公生君	12番	久保田良一君
4番	川澄敬子君	13番	小松豊正君
5番	櫻井茂君	14番	市村文男君
6番	幡谷好文君	15番	加固豊治君
7番	川村成二君	16番	市村照彦君
8番	入野富男君	17番	山本進君
9番	玉造由美君		

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	事務局長	小澤喜蔵君
副管理者	島田穰一君	総務課長	久保田亨君
副管理者	坪井透君	業務管理課長	荒川英一君
副管理者	小林宣夫君	業務施設課長	高野浩通君
会計管理者	佐谷戸美紀君	建設計画課長	幕内慎一君

職務のため出席した者

参事	鈴木幸治君	係長	川上哲仙君
課長補佐	鈴木雅博君	係長	嶋村英之君

令和3年10月19日（火曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意ください。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じておりますのでよろしくお願い申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、質疑や答弁などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

（日程第1 議席の指定）

○議長（山本進君） 日程第1、議席の指定について。

令和3年5月12日付でかすみがうら市選出の11番、岡崎勉議員から辞職願が提出され、議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これに伴い、後任に加固豊治議員が選任されました。

また、令和3年7月31日付で石岡市選出の17番、櫻井信幸議員から辞職願が提出され、議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これに伴い、後任に川井幸一議員が選任されました。

これらに伴う議席の指定について、これまでの申し合わせにおいて議席順番は各市町議会の議席順によるとされていることから、霞台厚生施設組合議会会議規則第3条第3項の規定により新たに選出された議員を含む議席は、

1番 川 井 幸 一 議員

5番 櫻 井 茂 議員

9番 玉 造 由 美 議員

11番 田 谷 文 子 議員

13番 小 松 豊 正 議員

15番 加 固 豊 治 議員

17番 山 本 進 議員

以上のとおり指定いたしたいと思います。

お諮りいたします。

議席の指定については、たたいまの議長の指定とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2 会期の決定について）

○議長（山本進君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本期定例会の会期は、本日1日と決しました。

（日程第3 会議録署名議員の指名）

○議長（山本進君） 日程第3、会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

7番 川 村 成 二 君

8番 入 野 富 男 君

の両名を指名いたします。

(日程第4 議会運営委員の選任)

○議長(山本進君) 日程第4、議会運営委員の選任について。

櫻井信幸議員の辞職に伴い、現在議会運営委員が1名欠員となっておりますので、霞台厚生施設組合議会委員会条例第3条の規定により議長において、1番、川井幸一君を指名いたします。

(日程第5 諸般の報告)

○議長(山本進君) 日程第5、諸般の報告を行います。

最初に、令和3年度議会管外行政視察研修について、現在も終息の見えないコロナ禍の影響により、多くの自治体が行政視察の受入れをしていない状況にあり、本年度も行政視察を中止とさせていただきます。議員の皆様にはご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	谷 島 君	副 管 理 者	島 田 君
副 管 理 者	坪 井 君	副 管 理 者	小 林 君
会 計 管 理 者	佐 谷 戸 君	事 務 局 長	小 澤 君
総 務 課 長	久 保 田 君	業 務 管 理 課 長	荒 川 君
業 務 施 設 課 長	高 野 君	建 設 計 画 課 長	幕 内 君

以上であります。

(日程第6 議案第3号ないし議案第5号の上程、説明)

○議長(山本進君) 次に、日程第6、議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)ないし議案第5号・霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについてまでの計3件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者(谷島洋司君) 本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)について。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,846万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,781万4,000円とするものです。

歳入につきましては、令和2年度剰余金を繰越金に計上するほか、令和3年度予算におけます諸収入の増額により分担金及び負担金を減額いたします。

歳出につきましては、会計年度任用職員に関する人件費のほか、衛生費の塵芥処理におきまして、ごみ搬入量の増加に伴う委託料の増額、施設整備費におきまして負担金補助及び交付金を増額するものでございます。

次に、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本案につきましては、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

令和2年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額104億5,267万9,135円、歳出総額102億3,440万8,588円で、歳入歳出差引残額は2億1,827万547円となっております。

なお、令和2年度決算の詳細につきましては、提出いたしました決算書類等のとおりでございます。

次に、議案第5号・霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、組合の地域還元施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

以上が提案いたしました議案の説明でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（監査委員決算審査報告）

○議長（山本進君） 次に、監査委員から令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・市村照彦君。

○監査委員（市村照彦君） それでは、審査につきまして報告をいたします

令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について、審査を実施いたしましたので、監査委員を代表して報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和3年7月28日、管理者から審査に付され

ました令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について関係職員の説明を求めながら総括的に執行をいたしました。

その結果、審査に付された決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い、適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

令和2年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額104億5,267万9,135円、前年度比35.5%増、歳出総額102億3,440万8,588円、前年度比36.9%の増となりました。繰越明許費1億1,936万3,000円を差し引いた実質収支額は9,890万7,547円の黒字であります。

また、前年度実質収支額1億4,747万9,557円を差し引いた本年度の単年度収支額は4,857万2,010円の赤字で、財政調整基金の積立金利子8,500円を加え、取り崩した4,748万8,785円を差し引いた実質単年度収支は9,605万2,295円の赤字となっております。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

令和2年度決算における差引残高が大きい理由については、歳入面で新施設の試運転に伴い、茨城美野里環境組合と新治地方広域事務組合からごみを受け入れたことによる一般廃棄物処理手数料の増と財産収入のうち資源回収有価物の売却収入が増えたこと、歳出面で繰越明許費のほか、事業の精査、規模縮小など経費削減に努めた結果、不用額が生じたことが原因であることを確認いたしました。

資源回収有価物については、相場の変動に注意しながら、より高い金額で売却していただけるよう努力していただきたい。

次に、財政調整基金について、これまで石岡市と小美玉市の2市で積立てを行ってきたことから、令和2年度末に全額取崩し、一般会計へ繰入処理されたことを確認いたしました。

配当された予算については、計画的かつ効率的に執行するとともに、その目的が達成できるよう着実な執行管理を行っていただくよう要望いたします。

令和3年4月1日より供用を開始した霞台クリーンセンターみらいの維持管理において、事故等が起きないように適正な指導・監督に努められるよう期待するとともに、地域住民の方に対し、安定したサービスを提供していただくようお願いいたします。

また、周辺環境整備事業や地域還元施設整備事業についても引き続き滞りなく進捗するこ

とを望みます。

以上をもちまして、令和2年度の霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

（日程第7 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第7、一般質問を行います。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質問回数は2回までとなりますので、よろしく願いいたします。

最初に、13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って一般質問を行います。

霞台クリーンセンターみらいは、この4月に供用開始して以来、丸6か月が経過いたしました。このことを踏まえて質問いたします。

質問項目の第1は、令和3年度に新設供用開始した霞台クリーンセンターみらいにおいて、プラスチックごみを再資源化せずに焼却していることについてであります。

（1）世界的環境破壊、異常気象、新型コロナウイルス感染症出現の背景に温室効果ガス（大半は二酸化炭素）の排出増があることが指摘をされています。その中でこれに逆行して令和3年度の新設供用開始以来プラスチックごみを再資源化せずに焼却し続けていることについて、管理者の見解をお伺いいたします。

併せてこの霞台クリーンセンターみらいにおいて人間活動によって増加した主な温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがありますけれども、それぞれの数値はどうなっているのでしょうか。計測しているのであれば併せてお伺いいたします。

（2）プラスチック資源循環促進法が国会で全会一致で6月4日に成立したことによって、霞台厚生施設組合のプラスチックごみの処理はどのように改善されるのか。私はここにプラスチックにかかわる資源循環の促進等に関する法律の政省令告示についてという文書を持っています。これは32ページにわたる詳細なものであります。これを見ますとこの21ページにリサイクルの質と量の向上に資するよう先行して製品プラの回収を実施している自治体の取組も参考に、現場のご意見を踏まえて分別収集の手引きを策定予定とこのように書いてあります。ここまで詳しく政府の文書で言及しているわけですから、霞台厚生施設組合として

は、近隣にある水戸市清掃工場エコミット、こういうところに行って実際にじかに調査研究して、そしていかに霞台厚生施設組合としてこういう政府の求める方向にしていくのか、こういうことが今緊急に求められていると思います。管理者の答弁を求めます。

以上が1項目めの第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） 業務管理課の荒川です。

ただいまの小松議員の一般質問、第1項目めの令和3年度に新設供用開始した霞台クリーンセンターみらいにおいて、プラスチックごみを再資源化せずに焼却していることについて答弁申し上げます。

ご質問（1）につきましては、令和3年第1回定例会でも答弁申し上げたとおり、プラスチックごみを分別収集していない構成市町では、新たな収集体制を構築する必要があること、これから実施する場合に当たっては、新たな施設投資や人件費などが必要となることを勘案し、構成市町との協議の結果、サーマルリサイクルを主とする新広域ごみ処理施設整備に至ったもので、平成29年9月25日の霞台厚生施設組合議会第2回臨時会にて議決を受け建設し、4月から供用開始したところでございます。

また、当組合では、令和2年2月に経済産業省より再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。ごみの資源化等に最大限取り組み、燃やさざるを得ないごみのみを焼却し、その熱エネルギーを有効利用して発電するサーマルリサイクルによってプラスチックの有効利用を図りながらマテリアルリサイクルとはまた別の形での地球温暖化対策や循環型社会形成における一翼を担っているものと考えておりますが、今後ともごみの減量化、再資源化等について、構成市町と共に連携しながら調査研究を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続いて、（2）について答弁申し上げます。

6月4日成立されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとあります。地方公共団体の責務として、分別収集、再商品化のための体制や施設の整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出促進、これらに努めなければならないという努力義務がみられてきているところですが、現在のところ施行令案等に関するパブリックコメントを行っている段階であり、国や県などからも新しい制度について具体的な方策は示されておりませんので、今

後の情勢を注視し、構成市町と共に連携しながら調査研究を重ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 3番・小松豊正君。

○3番（小松豊正君） 今の答弁に対して2回目の質問を行います。

私は、文書で管理者に聞いているわけです。いわゆるこの3市1町における非常に広大な地域に3か所ごみ焼却場があったわけですが、1か所にしてそして広域ごみ処理場を造ったわけですが、ここの組合の最高責任者の管理者がまた石岡市長でもあるわけですが、政治家として今大きな問題になっているこのような環境、特にプラスチックごみに関することについては非常に大きな関心があり、先ほど私が申し述べたように国会でも法律ができていますから、全会一致で、世界的な流れです。国でも全会派が一致しているものです。そういう方向に進めなければならないときに私どもが何回もこれは繰り返し質問したことでありますが、質問して要求したことでありますが、やはり最新のごみ焼却場を造るのであれば、こういう世界と日本の要求に応じてやはりプラスチックごみの処理についてはサーマルではなくて、そういう燃やせ燃やせではなくて、これは当然市町村でもやることですが、霞台厚生施設組合はそれは3市1町の自治体のまとめている協議ができるということは、前管理者も明確に答弁したことであるわけです。そういう点で3市1町もやることだとか、そういうふうには逃げないで、やはりそことも協議して、政府がまた国会が決めた方向でやるべきだと思うんです。

この詳細は要は聞いているということなだけですが、それはそういうふうに進むのが方向に決まっているわけですから、具体的に管理者としてこの霞台はそういう法律に基づいて一歩を踏み出すということをやりはっきりとこの場で私は求めたいと思うんです。そこがやはり一部事務担当者ではなくて、政治家としてこういう内外の情勢の下でどうするんだと、どう考えているんだと、立派なものがあったんだけど、水戸と全くそういう点では残念ながら違うわけです。それはそのことについて聞いているので、これはやはり管理者、谷島管理者に明確に答えていただきたい、私はその意思で一般質問出しているんです。最初から管理者に求めているんですから、それは事務方ではだめです。答弁をお願いします。

○議長（山本進君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

まず事務局から答弁させていただいたとおり、霞台厚生施設組合としましては、今はサー

マルリサイクルを行っていきたいと考えております。今後は今お話があったように、国や県の具体的な方策等の策定状況を注視するとともに、ごみの再資源化等につきましては、構成市町と密に連携、協議しながら対応を考えてまいりたいと、対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 管理者が対応してまいりたいということで、2回しか質問できないので、次の質問項目に移らざるを得ません。

質問項目の第2は、DBO方式ですね、いわゆるこの新しい施設はデザイン・ビルド・オペレート、こう一括して組合とヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社が20年契約を結んでいるわけでございます。こういう場合に全国的に私たちもいろいろ調べていますけれども、よくある問題は、霞台厚生施設組合の主体者がこのように専門家に委ねてしまうということにつきまして、様々に私は心配するわけです。本当に住民の声がはっきりとそういうところに届くのか、管理できるのか、指揮系統やれるのか、何か起きた場合にどこが責任を持つんだということで、責任の所在を本当に霞台厚生施設組合がしっかりと掌握するということが大事だと思っているわけです。

そういう点で、(1)の質問は、組合とヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社とどのように毎日意見交換して状況を組合側が把握しているのか、そのことをお伺いをしたいわけです。

(2)は、住民の意見はどのように反映されていますか。これまでにこういう例があったとか、あるいはそういう場合こうするんだとか、このお考えをまず第1回目の質問でお聞きをいたします。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） 小松議員の一般質問2項目めのDBO方式の中でいかに組合の主体性が貫かれているかにつきまして答弁申し上げます。

ご質問の(1)につきましては、運營業務委託契約の受託事業者であるヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社には、業務日報を毎日提出させるとともに、契約に基づき発注者モニタリング会議を毎月開催し、業務の遂行状況並びに運営状況を報告させております。

日報の報告の内容につきましては、ごみ焼却施設とリサイクルセンターで別業になっており、ごみ焼却施設では、搬入量、焼却量、発電量など、リサイクルセンターにおいては、搬入量、処理量などになります。

毎月開催されている発注者モニタリング会議では、受託事業者から前月の運営状況の実績や当月の運転計画などについて報告を受け、組合から受託事業者に対しては、契約履行状況についての検証とともに、問題点の協議を行っております。

今後も施設全体の運営維持管理状況などについては注視し、安心安全で衛生的な運営に努めてまいります。

続きまして、(2)について答弁申し上げます。

住民の方からは、電話や直接施設にいられての問い合わせがございます。これまでの事例といたしましては、ごみの分別方法が分からない、自己搬入の受付時間帯を教えてくださいなどございましたが、構成市町の担当課と共に協力をしながら親切な対応を図るように努めております。

また、現場の受託事業者に直接問い合わせがあった場合においては、丁寧に対応するよう指導しており、問い合わせの内容と経過については、組合に報告することを指示しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 2回目の質問いたします。

最初の問題について、明確に答弁してもらいたいんですけども、霞台厚生施設組合側のお考えとそれからヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社との例えば食い違いとか、認識が違うとかそういう場合にはどのように調整し、どのように主導権を持ってヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社をいわゆる指揮指導するのかと、こういうことについて明確な答弁を求めておきたいと思っております。

それから、2つ目の質問は、20年契約の金額、20年間の契約金が幾らになっているのか、そしてそれはどのように支払われているのか、このことについてお伺いいたします。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいま小松議員の2回目の質問に対して答弁をさせていただきますと思っております。

まず最初に、DBOの受託事業者のヒルサイドレイクさんとの食い違い、認識の違いが発生した場合、どのように主導権を持つのかということについて確認しておきたいということでございます。当組合としましては、ヒルサイドレイクには発注元でございますので、現在

のところ食い違いや認識が違ふというようなことは発生しておりませんが、当然そういったことに関しては協議の上、検討を進めるわけでございますが、組合が主体性を持って指導、もしくは指示をしていきたいというふうに考えております。

また、2点目の20年間の委託費の件でございますが、20年間で117億円に消費税を加味した金額を毎月の金額として支払いを行う部分払いとなっており、毎月のモニタリング会議で業務内容を確認した上で支払いをしているというような形になっております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） しっかりやってもらいたいと思います。

質問項目の第3は、大気汚染の状況についてでございます。

(1) 当初計画、これは我々にも大気汚染の幾つかの資料でこれはここまでに抑える、これはここまでに抑えるというのが大気汚染の基準があったわけですがけれども、その当初計画との関係で6カ月たっているわけですがけれども、それぞれの項目ごとに1号炉、2号炉と2つあるわけです。基準値はどうなっているのか、そしてそれぞれの項目ごとに最新のデータはどうなっているのか、これをまずお伺いいたします。

2番目の質問は、住民への広報を住民の皆さんに分かりやすく広報はどのようにやられているのか、このことについてまずお伺いいたします。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） 小松議員の一般質問3項目め、大気汚染の状況についてを答弁申し上げます。

ご質問の(1)につきましては、大気汚染防止法に基づく排ガス規制値でございます。当組合の計画時の設定基準値におきまして、環境への影響を考慮し、排ガス規制値よりも厳しい基準値として運転停止基準値を定めております。また、通常運転時はさらに厳しい要監視基準値を設けております。例えばばいじん濃度につきましては、法令規制値の0.04グラムパーノルマル立米に対しまして、運転停止基準値は0.01、要監視基準値は0.005と設定しております。その他塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ダイオキシン類濃度及び水銀濃度など基準値についても、ばいじん濃度と同様に厳しい基準値でごみ処理を行っているところでございます。また、現在までの定期測定結果につきましては、要監視基準値を下回っております。

続いて、(2)について答弁申し上げます。

住民の方への広報につきましては、施設正門入り口及び管理啓発棟玄関に、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度についての1時間当たりの平均値を、ダイオキシン類濃度、水銀濃度につきましては、定期測定による分析値を表示した環境監視表示板を設置して周知をしております。併せて霞台厚生施設組合ホームページ及び受託事業者ホームページにおいて毎月の維持管理情報を掲載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 非常にこれは質問に答えてないんですね。私は具体的な基準値、現在の値どうなっているのかと聞いたんです。答えられませんでした。

2回しか質問できないから大変なんですけれども、私自身が霞台のホームページで調べてみたところ、この値は非常に細かいから見えづらいんですけれども、7月の状況では、窒素酸化物、硫黄酸化物は基準が30ppm以下でそれが7月では22.0、それから硫黄水素ですか、それが30ppm以下なんだけれども、28.3と、それから一番下のやつですけれども、これは硫黄酸化物ですか、これは基準値が50ppmなんだけれども、これが36.0と、こうなっているわけですが、それで私は5月度に比べると特に2号炉のほうのが値が5月に比べると7月が全部高くなっているんです。それで窒素酸化物ですか、それは50ppm以下になっているんだけれども、これが35.0、その前が23と倍増しているんです。それが倍増しております。そういう5月と7月の差は倍増しているんです。この最後のやつは30ppm、50ppmに近づいているんです。だからそういうことも見た場合に高くなっているんです。そういう点で7月の値が、7月の硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、これが正しい名前ですけれども、高くなっているんです。その理由についてどうして5月にかけて7月がかなり上回ってきているのか、しかも窒素酸化物はそれを上回る勢いで伸びているわけですから、この理由は何なのか質問します。

それから、2番目について、市民への広報ですけれども、私たちが硫黄酸化物とか言われてもなんかよく分からないんです。どういうふうが悪いのか、健康に悪いのかよく分かりません。ですから、私が言っているのは、そういういろいろなところに貼ってあるのではなくて、住民の皆さんが例えば硫黄酸化物はどういうふうに害を及ぶのかとか、塩化水素はどうだとか、窒素酸化物はこういうもので大変怖いんですとか、注意しなければならないんだとかそういうことで、分かりやすく大気汚染というのは指標がどういう意味を持つのかを数だけだとよく分かるように説明して、そして改善すべきだと思うんですけれども、見解をお

伺いたします。そうしてもらいたいただけれども、どうでしょうか。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして1つ目の濃度が上がっていると、監視基準値に近づいているということについてどうしてかということにつきましてですが、こちらにつきましては要監視基準というのは先ほども申したように設けておきまして、それ以内で運転をするということで、ごみの搬入状況、ごみの種類といいますか、ごみによって濃度が変わってきますので、要監視基準値を超えないように運転するという事を心がけて行っております。

2番目の住民の方への物質に対する悪影響があるかどうかというのを周知という形ですがけれども、そちらにつきましては今後検討して協議してまいりたいと思いますので、どうぞご理解をよろしく願いいたします。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） それでは分かりやすくやるということなので、ぜひよろしく住民の期待に応えてくださるようお願いいたします。

質問項目の第4は、周辺道路の混雑状況についてであります。

この問題も造られる経過の中でもう3市1町からここに持ってくるわけですから、そういう点でどうなんだろうかと、もうここら辺の道路が混雑して渋滞で大変な状況になるのではないかなということで、大分心配をされた経過がございますので、現状はどうか、どのように認識されているのか、何台なっているのか、それが（1）の質問です。

（2）は、当初計画を立てておられるわけですがけれども、その計画との関係はどうか。

3番目は、住民からのやはり3市1町からここに造ったことによって住民から混雑して困るとか、あるいは道路が傷むとか、そういう住民からの苦情についてはどのように把握しているのかお伺いをいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの小松議員の一般質問4項目め、周辺道路の混雑状況について答弁申し上げます。

ご質問の（1）につきましては、搬入車両の4月から9月までの実績ですが、1日当たりの搬入台数は、最大645台、最少で85台、平均で約403台となります。現在までに受付待ちの車両が小美玉市道玉21号線まで達したことはありませんでした。

続いて、(2)につきましては、当初計画ではさきの定例会の一般質問でも答弁させていただいておりますが、年間搬入台数は約11万台、1日当たりの搬入台数に換算しますと、収集車両が約260台、一般車両約190台の合計約450台となっております。4月の供用開始以降、1日当たりの平均搬入台数は約403台となっており、当初計画以下となっております。

続いて、(3)につきましては、住民からの周辺道路の混雑等による苦情等につきましては、現在のところ寄せられておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 以上で私の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります。

4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 4番、日本共産党の川澄敬子です。

まず、中間置き場の現状と課題についてお伺いいたします。

今年4月、広域ごみ処理施設霞台クリーンセンターみらいが稼働するに伴い、旧茨城美野里環境組合跡地に中継センター中間置き場が開設されました。茨城町民にとってクリーンセンターみらいは遠距離であり不便になることから、中間置き場を設置してほしいという要望があり、実現したものです。通常のごみは地区のごみ置き場で分別し、ルールに従って出されますが、例えば家の片づけや大掃除などで大量にごみが出た場合などにごみを直接持ち込まざるを得ない場合があります。粗大ごみや瓶類、ガラス、陶磁器類、有害ごみ、古布、古紙類、草木類などが中継センターへの持ち込みが可能になっています。時々利用する方から話を聞いたところ、やはり近いから便利であること、直接投げ入れられるので使いやすいとのことでした。手数料も10キログラム100円、10キロ未満は100円限度ということは妥当ではないかと言っていました。

4月から現在までの利用状況については、先ほど説明がありましたので、省略いたしますが、また利用者からどのような要望が出されているのか、利用者に対して施設として留意してほしいこと、施設として今後改善すべき点などの課題について伺います。

○議長（山本進君） 業務施設課長・高野君。

○業務施設課長（高野浩通君） 業務施設課長の高野です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの川澄議員の一般質問、中間置き場の現状と課題についてということで、答弁させていただきます。

現状の数値等につきましては、割愛させていただきます。

課題ということで、現在中継センターに対しましては、搬入者の方から大きな苦情とかそういうものについては寄せられていないというような状況でございます。

今後の課題といたしましては、取扱品目、それから受入れ範囲等でその辺につきまして今後も構成市町と協議をしながら検討してまいりたいとそうように考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） ありがとうございます。引き続き中継センターを利用する人にとって利便性向上を要望いたします。

同時に、旧茨城美野里環境組合には入浴施設がありました。施設近くの方や茨城町民、特に老人会の方が利用していたようです。施設が閉鎖になりましたので、現在は小川地区にある入浴施設を利用している方が多いと聞きました。ただ、200円だった入浴料金が500円かかるので、負担が大きいという声を聞きました。また、お年寄りが運動できるような芝生もあり、利用する方が多かったそうで、閉鎖になったのは残念だの意見がありました。

新しい還元施設が造られますが、遠距離の住民も利用しやすいような仕組みづくりを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、霞台厚生施設組合議会の動画配信について質問いたします。

環境にやさしい循環型社会を実現するためには、住民一人一人がごみ処理問題に関心を持つことが必要だと思います。4市町のごみ排出量は年々増加傾向となっております。先ほどもありましたように、霞台においても当初予想よりもごみが増えているという報告がありました。排出されるごみの資源化率も余り前進しておりません。住民にごみの排出量の削減とごみの資源化の推進を意識して協力していただき、持続可能な社会を目指すことが重要だと思います。

その一つとして、霞台厚生施設組合議会の内容について情報公開していくことが必要ではないでしょうか。現在組合議会は傍聴可能となっておりますが、傍聴者は限られており、住民に十分知らされているとはいえません。最近市町村議会では、情報公開の取組みが進み、動画配信する議会も増えてきました。

そこで、霞台厚生施設組合としても動画配信し、傍聴に来られない住民にも議会の内容が分かるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） 川澄議員の一般質問2項目め、霞台厚生施設組合議会の動画配信について答弁申し上げます。

地方行政のICT活用が地方自治体の行財政改革の施策として位置づけられ、各市町の議会におきましても発信力を期待して動画配信を行っていることは承知しております。

当組合での議会の動画配信につきましては、議会に関することでもありますので、執行部としましては、議会の議論による方向性を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） ぜひ検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10分程度といたします。

～ 暫時休憩 ～

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第8 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第8、議案質疑を行います。

質疑は、通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますので、よろしくお願いいたします。

最初に13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、議案質疑を行います。

まず議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

（1）売電収入は本予算で2億2,000万円既に計上されております。そして補正予算の9ページにございますけれども、さらに1億円追加計上しているわけです。ですから補正予算は本予算できちんと組んでどうしても必要があれば補正を組むんですけれども、追加計上した理由について説明を求めます。

(2) 補正予算書11ページで、職員共済組合納付金27万2,000円を補正したことについて説明を求めます。

(3) 同じく補正予算書11ページで、退職手当負担金79万円、施設運転管理業務委託料880万円、焼却灰等溶融処理業務委託料が5,730万円、系統連系工事費負担金これが2,130万円というふうに補正されているんですけども、それぞれ補正された理由についてお伺いをいたします。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） ただいまの小松議員の質疑の1項目め、議案第3号 令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、答弁申し上げます。

初めに、(1) 売電収入について1億円を追加計上する理由について答弁申し上げます。

令和3年度の売電収入につきましては、バイオマス比率を全国のごみ処理施設の実績を参考にバイオマス分を約57%、非バイオマス分を約43%見込んでおりました。1キロワットアワー当たりの単価をバイオマス分17円、非バイオマス分5円と見込んでおりました。

4月から9月までの霞台クリーンセンターみらいの実績は、バイオマス比率のバイオマス分が約69%、非バイオマス分が約31%でございまして、契約単価はバイオマス分が17円、非バイオマス分は時期・時間帯によって変動する単価を含めて、平日で平均5.7円でございます。契約単価の高いバイオマス分の電力の比率が多いことと非バイオマス分の単価が見込みよりも高いことにより収入増が見込めるため、増額をお願いするものでございます。

次に、(2) 職員共済組合納付金27万2,000円を補正したことについて答弁申し上げます。

職員共済組合納付金につきましては、標準報酬月額が算定基礎となっており、9月の標準報酬月額の見直しにより予算に不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

次に、(3) 退職手当負担金79万円、施設運転管理業務委託料880万円、焼却灰等溶融処理業務委託料5,730万円、系統連系工事費負担金2,130万円を補正したことについて答弁申し上げます。

退職手当負担金79万円ですが、こちらは会計年度任用職員3名分の退職手当負担金でありまして、在職期間が6カ月を超えると退職手当の支給となることから、増額をお願いするものでございます。

施設運転管理業務委託料880万円につきましては、平成29年度に締結しました霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業運営業務委託契約書第38条において、本施設に搬入される処理対象物の量が要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、

変動費の処理単価をもって変動費を算定することとしております。

今回ごみの搬入量が当初の見込みよりも多く、施設の運転に必要な消石灰やアンモニアなどの使用量が増えたことにより増額をお願いするものでございます。

焼却灰等溶融処理業務委託料5,730万円につきましても、当初の見込みよりもごみの搬入量が多いため、焼却量が増えることによる焼却灰の溶融処理費の増額をお願いするものでございます。

次に、系統連系工事費負担金2,130万円につきましては、霞台クリーンセンターみらいから東京電力への系統連系に伴い、東京電力が設備工事を行った費用に対する負担金でございます。この東京電力で行った設備工事費は、工事の最終実績により再算定を行い、工事費負担金として霞台厚生施設組合に請求されます。今回最終清算が完了したことから、補正予算で対応させていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 1番目の問題ですけれども、売電収入が1億円追加計上した理由としては、言葉としてF I T電力、非F I T電力、また今言われたバイオマスを燃やして電力作った場合は17円で、そうでなくやった場合は5円と言うんですけれども、このなぜF I T電力と非F I T電力で単価が違うんですか。それをちょっと答弁をお願いしたいと思います。

そうしますと当初見込んだよりもこの発電する場合のごみのバイオマスの割合が多かったということで、そこで見込みが違ったのでそういうことで1億円の補正予算になるんだというふうに理解したんですけれども、そういうことでいいのかどうかもう一度確認の意味も含めて答弁をお願いしたいと思います。

そうしますと、これからやはりF I T電力と非F I T電力の割合というのはどのように予想されるんですか。もし分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） 業務管理課の荒川です。

ただいまの小松議員の質問に対しましてご答弁させていただきます。

まず、バイオマス、非バイオマスとF I T分、非F I T分というのは同じことでありまして、バイオマス分とF I T分というのが一緒でございます。非バイオマスというのと非F I T分というのが同じことになります。

先ほどバイオマス分が17円、非バイオマスは5円というふうに説明を答弁させていただき

ましたが、バイオマスというのは自然由来となるごみ質のことです。どのような内容かといいますと、紙や草、あと厨芥ごみなどが含まれます。非バイオマス、先ほど言いました非FIT分というほうは、それ以外のものになります。石油由来で造られているものを中心としているものを非バイオマスと言います。ですので、当組合におきまして実績に基づきますと、当初見込んでいましたパーセンテージよりも実際ここにごみが運ばれている中には、自然由来のものが多くございまして、その分のごみを燃しているものですから当初予算より高い数値となったわけでございます。

〔「単価が違うのは」と呼ぶ声あり〕

○業務管理課長（荒川英一君） 単価の違いは、契約業者が違いますので、非FIT分とFIT分と一応そういうことになります。

ごみ質につきましては、今バイオマス分と非バイオマス分どのように調べているかと申しますと、毎月ごみ質検査というものを行っております。こちらは四分法というのを利用してまして、これは混合物など平均資料を得るために4分割したものを2つに分けて混合する方法によってごみを採取しまして、そちらを第三機関において検査を行って、それがごみの成分分析という形になりまして、それをもとに売電金額を決めているということにございます。

以上になります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） ただいまの小松議員の2回目の質問に対しまして答弁漏れがございましたので、補足させていただきます。

単価の違いでございますが、先ほど荒川課長から答弁ありましたとおり、バイオマス分につきましては17円、1キロワットアワー当たり17円となっております。こちらの単価につきましては、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づきまして単価が決まっております。それ以外の非バイオマス分の売却単価につきましては、東京電力で買取義務がございませんので、当施設で入札等を行いまして、小売電力事業者に売却単価を決めたものでございます。入札等により決めたものでございます。それが先ほど申しました約5円という単価で設定させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） それでは、2回質問しましたので、次に議案第4号にまいりたいと思います。

令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、質問いたします。

(1) 決算書2ページ、国庫支出金について予算現額と収入済額との比較で938万4,000円の収入済額が少ないんです。このことについて説明を求めます。

(2) 決算書2ページ、財産売却収入が予算現額と収入済額との比較で729万6,491円の増となっていることについて説明を求めます。

(3) 決算書2ページ、雑入が予算現額と収入済額との比較で4万5,402円の増となっていることについて説明を求めます。

(4) 決算書4ページですけれども、清掃費が予算現額と支出済額との比較で1億8,010万7,909円となっております。これについて説明をお願いしたいんですけれども、それでこのことについては、併せてそのうち1億1,936万3,000円は、繰越明許費として計上されております。そして、これは繰越明許費になっているので、私はこの予算書を見ますと令和3年度の予算書を見ますと、この繰越明許費が款衛生費、項清掃費、事業名、施設整備費というふうに入ってくると思うんですけれども、私が令和3年度の予算書を見るとびったりこういう数字が出てこないんです。これどういうふうに理解すればいいのかも質問いたします。

次に、第5ですけれども、決算書18ページ、工事請負費の不用額1,258万9,500円の内訳について説明をお願いします。

6番目、決算書18ページ、負担金補助及び交付金の不用額3,846万8,488円の内訳について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） 小松議員の質疑の2項目め、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、(1)国庫支出金938万4,000円の減額理由について答弁申し上げます。

循環型社会形成推進交付金の交付対象である系統連系工事費負担金につきまして、令和3年第1回定例会で当初予算3億9,935万2,000円から1億6,920万6,000円を減額し、予算額を2億3,014万6,000円とさせていただきました。

工事費負担金につきましては、契約により工事完成後、該当工事に要した費用等について東京電力が再算定し、その金額を工事費負担金として支払うとされており、工事費の精算が完了している1億9,210万8,908円の支払いを行いました。循環型社会形成推進交付金の交付対象である系統連系工事費負担金の支払額の減により国庫支出金が減額したものでござい

ます。

次に、（２）財産売払収入729万6,491円の増額理由について答弁申し上げます。

財産売払収入につきましては、資源物の搬入が増加したことと令和２年の半ばから後半にかけて鉄・アルミなどの相場価格が上昇したため、収入増となっております。

次に、（３）雑入4万5,402円の増額理由について答弁申し上げます。

こちらは地方公務員災害共済基金負担金の過納分の返還金でございます。

次に、（４）清掃費の予算現額と支出済額との比較1億8,010万7,909円増の理由について答弁申し上げます。

内訳としましては、繰越明許費1億1,936万3,000円と不用額6,074万4,909円となっております。主な理由でございますが、繰越明許費は施設整備費の地域還元施設基本実施設計委託料2,440万5,000円、工事請負費の周辺環境整備費9,147万5,000円、公有財産購入費の用地購入費348万3,000円です。主な不用額につきましては、塵芥処理費の需用費539万9,689円、施設整備費の工事請負費、周辺道路整備費1,258万9,500円、負担金補助及び交付金の系統連系工事費負担金3,846万8,488円となっております。

次に、（５）工事請負費の不用額1,258万9,500円の不用額内訳について答弁申し上げます。

令和元年度の繰越明許費で施工した周辺環境整備事業における道路工事、第３工区等で工事が完了し、事業費が確定したことによる不用額でございます。

次に、（６）負担金補助及び交付金3,846万8,488円の不用額の内訳について答弁申し上げます。

主な理由としましては、（１）で答弁いたしました系統連携工事費負担金につきましては、予算額が2億3,014万6,000円に対し、令和２年度中に清算が完了した分の1億9,210万8,908円は、支払いを行い、残分につきましては、不用とさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） ただいま小松議員の議案質疑の中で答弁漏れがございましたので、補足させていただきます。

（４）の繰越明許費の件でございますが、令和３年度の予算書に載ってないというご指摘でございましたが、繰越明許費の1億1,936万3,000円ですけれども、令和２年度から令和３年度へ繰越手続をさせていただいたものでございますので、令和３年度の当初予算に計上

しておりません。繰越予算を認めていただきましたので、令和3年度の予算に加えて執行させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 一応説明としてはその繰越明許費に前の年に出してあるからそれを使うことはそれをと認められているので、そういう繰越明許費を使うことについては改めて予算の中に入れなくてもいいという答弁だったと聞いておりますけれども、なかなかこれ年度がまたがるから非常に分かりづらいですね。そういうふうにならば私は考えて予算書を見てもその関係分からない、前の年度、前々年度で繰越明許だからその次またその次にも影響を及ぼすということが非常に分かりにくいと私は思って質問した次第です。

以上で私の議案質疑は終わります。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。

4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） まず議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算についてお伺いします。4番、川澄敬子です。

まず、歳入について、繰越金が9,890万4,000円増加した理由は何かということをお伺いします。

それから、売電収入について1億円増加したという理由は先ほど小松議員への回答で分かったんですけども、その単価の違い、比率の違いのほかにごみ自体が増加したということはあるのでしょうか。

それと先ほど自然由来のバイオマスのごみが多いから増えたというふうにお聞きしたんですけども、この自然由来のもの、紙とか草木などだというふうにお聞きしましたが、これは分別をもっと徹底すれば減らすことが可能なのでしょうかということをお聞きします。

それから、歳出については、小松議員と重なりましたので、省略いたします。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） ただいまの川澄議員からの質疑の1項目め、議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）、（1）歳入についての①繰越金が9,890万4,000円増加した理由について答弁申し上げます。

繰越金につきましては、令和2年度予算の剰余金を令和3年度に繰り越すものでございます。予算に対し使用料及び手数料、財産収入などの収入が増加し、一方で支出が減少したこ

とによるものでございます。

②の雑入の売電収入が1億円増加した理由につきましては、先ほどの小松議員の質疑で答弁しましたとおり、バイオマス比率のバイオマス分の電力比率が多いことと非バイオマス分の契約単価が見込みよりも高いことにより増額をお願いするものでございます。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの川澄議員からのご質問の補足答弁をさせていただきます。

先ほどありましたごみの増加はあるのかという質問につきましては、予算作成時は5万6,000トンを見込みとして計画しておりましたが、現在実績を含めました今年度の総搬入量の見込みは6万6,000トンと先ほど表にも記載してございましたが、となります。予算作成時の総搬入量を設定した経緯につきましては、施設整備基本計画を作成するに当たりコンサルタントと事務局で設定をしまして、その条件としまして各市町の一般廃棄物基本計画、平成27年、28年当時なんですけれども、その推計値を尊重するということでありまして、組合で設定したごみ量ではないということです。それにおきまして、当時からごみの減量化がそのまま横ばいという形になっておりまして、現在もずっとごみの量は横ばいになって、昨年度も横ばいになっており、また新型コロナウイルスの影響もございまして、一般家庭から出されます粗大ごみ、可燃物や不燃物等のごみの搬入量も多いということで、増加というよりも多少増加といいますと、その新型コロナウイルスの影響の分が増加した部分は考えられますが、ずっと横ばいの計画となっていますので、増加という形ではございません。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 分かりました。それでちょっとそこには書いてないんですけれども、その自然由来のごみが多かったというふうに先ほど答弁がありましたけれども、そのごみは聞いているところによると分別可能だと思んですが、その分別をもっと徹底すれば減らすことが可能なんだろうというふうにお聞きしたんですが、このことはいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの質問につきましては、ごみの量が増えているわけではございませんので、先ほど言いましたバイオマス分、非バイオマス分というのは、現在あるごみの中の成分でございます。ですから、先ほども言いました第三機関におきまして成分を調べたところ、自然由来のものが多く搬入されているということですので、分別をやれば当然ごみの全体の量が減りますので、そのパーセントの減るとは思われますが、それだ

けではなく、ごみ全体が減っていくと推測されるかと思います。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 分かりました。

次に、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、お伺いいたします。

（1）の歳入については、小松議員と重なりましたので、省略いたします。

（2）の歳出について、①総務管理費の中で一般職員給（2名分）とあって、そのほかに派遣職員給料等負担金が1,847万8,890円、これは何人分の派遣職員なのでしょうか。

同じく②衛生費の中で一般職員給（3名分）、派遣職員給料負担金が4,765万5,604円ですけれども、これは何人分なのでしょうか。お聞きします。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） 川澄議員からの質疑の2項目め、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、（2）歳出についての①総務管理費の派遣職員給料等負担金1,847万8,890円について答弁申し上げます。

こちらは構成市からの派遣職員2名分でございます。

②衛生費の派遣職員給料等負担金4,765万5,604円につきましては、構成市町からの派遣職員7名分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） では次に移ります。

議案第5号・霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて、お伺いいたします。

（1）として、別表の施設使用料、大人500円、子供300円の根拠は何でしょうか。以前の施設白雲荘の使用料は200円だったと思いますが、なぜ値上げになるのか教えてください。

（2）貸切使用料の根拠は何でしょうか。ほかの公民館等公共施設との整合性はとれているかどうかお聞きします。

（3）この条例の第15条に使用料の減免の項目がありますが、具体的に決めるべきではないでしょうか。例えば非課税世帯や高齢者などを減免の対象にするというようなことはお考えになっているかどうかお伺いします。

○議長（山本進君） 総務課長・久保田君。

○総務課長（久保田亨君） 川澄議員の3項目め、議案第5号・霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて、答弁申し上げます。

（1）の施設使用料の根拠としましては、令和2年3月に策定されました地域還元施設等整備基本計画において、年間総利用者数を6万5,000人と推計しております。この推計を基に地域還元施設の減価償却分を含まない運営費、維持管理費、人件費から試算した結果、子供400円、大人700円、高齢者500円となりました。今回計画しております地域還元施設は、多世代が集い、交流を育み、憩いと潤いをコンセプトにしております。地域住民への還元対策、管内類似施設との均衡を図り、施設使用料を大人500円、子供300円、未就学児無料といたしました。

また、白雲荘の施設使用料は、圏域内老人60歳以上は200円、一般は500円、幼児は無料でした。白雲荘は高齢者福祉センターであり、運営方針が老人の健康増進、教養の向上及び娯楽、保養のための便宜を供与するものであったことから、今回計画しております地域還元施設と設置目的が異なるため、施設料金区分を構成市町との協議検討により決定したものであります。

（2）の貸切使用料の算出根拠につきましては、コスト総額、建物延べ床面積、運営時間で地域還元施設の床面積1平方メートル当たりの使用料単価を算出しました。その単価に多目的スタジオの床面積で計算しますと、1時間当たりの単価が700円となりました。還元施設のコンセプトに倣い、多くの地域住民の方々に利用していただきたく構成市町とともに管内類似施設の比較・検討を行い、管内利用者の場合は1時間当たり500円とし、管内以外の利用者は1時間当たり700円といたしました。

（3）設置及び管理に関する条例第15条の使用料の減免としましては、今後条例施行規則により規定を定めてまいります。具体的な内容につきましては、白雲荘の減免規定を基本に構成市町と協議しながら検討を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 特に減免については白雲荘ではありませんけれども、町民なんかにお聞きしますと、ひとり暮らしの方で自宅ではお風呂を使わずこういうところを利用するというような方もいらっしゃるようで、そうすると1回500円であるか200円であるかというのは大きな差になると思います。特に高齢者の方についての減免をぜひ今後の検討の中でしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討 論）

○議長（山本進君） 次に、討論を行います。

討論は、通告の順にこれを許します。

最初に、13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

令和2年度は、3市1町の広域ごみ処理施設建設の総仕上げの年度でした。建設費はそもそも当初132億円と言っていたのがその後172億円、さらにその後予定価格が195億円、落札価格が165億2,400万円となりました。さらに周辺整備費、地域還元施設の建設費、解体費などが加わります。これだけの多額のお金を投入しているにもかかわらず水戸市のごみ処理施設では、プラスチックごみを分別して資源化しておりますけれども、そういう教訓に学ばずに霞台厚生施設組合の新しいごみ処理場では、プラスチックごみはいわば燃やせ燃やせになっています。これは昨年来政府関係機関でも議論され、国会においてもこの6月に全会一致で決まったプラスチック資源循環促進法の趣旨にも反するものです。これは今大きな問題になっている地球温暖化防止の流れにも逆行するもので、賛成できません。反対するものです。

議員各位の賛同をお願いして、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。

○議長（山本進君） 次に、4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 4番、川澄敬子です。

議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対します。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書は、2030年までに大気中の温室効果ガス、大半はCO₂の排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度Cまでに抑え込むことができないと警告しています。

近年に日本においても高温とか豪雨災害などが多発し、また新型コロナウイルスなど新し

い感染症出現の背景にも森林環境をはじめとした環境破壊、地球温暖化に原因があると言われています。

霞台クリーンセンターみらいにおいても、CO₂排出を削減するためには、ごみを削減し、焼却量を減らすことが求められていると思います。特にプラスチックごみの焼却については、既に水戸市などでは焼却せずにリサイクルしており、そのような自治体が増えています。また、生ごみについても、リサイクルするシステムを作って処理する自治体もあります。

このような目的を持ってごみ処理量を削減するという点が令和2年度一般会計決算には欠けており、認定には反対します。

○議長（山本進君） 以上で討論を終結いたします。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

初めに、議案第4号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第3号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）、議案第5号・霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについての計2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案はいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第9 委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（山本進君） 次に、日程第9、委員会提出議案第3号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題といたします。

直ちに議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長・櫻井茂君。

○議会運営委員長（櫻井茂君） 議会運営委員長の櫻井茂でございます。

地方自治法第109条第6項の規定により、委員会提出議案第3号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを提出いたします。

これより提案理由を申し上げます。

本案は、議員の会議欠席事由及び議員の出産に伴う欠席の届出の取扱いについて明文化すること、請願に当たっての押印の取扱いを見直しすること、会議録の電磁的記録による作成について規定すること及び議員派遣について地方自治法第100条第13項の規定に基づき見直しするため、霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、議案にお示ししましたとおり、議員の会議欠席事由の明文化を図るほか、所要の改正を行うものでございます。

以上が提出いたしました議案の提案理由でございます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（質 疑）

○議長（山本進君） これより質疑を行います。

質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

（討 論）

○議長（山本進君） これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

(採 決)

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

委員会提出議案第3号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第10 委員会提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長（山本進君） 次に、日程第10、委員会提出議案第4号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

直ちに、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長・櫻井茂君。

○議会運営委員長（櫻井茂君） 議会運営委員長の櫻井茂でございます。

地方自治法第109条第6項の規定により、委員会提出議案第4号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを提出いたします。

これより提案理由を申し上げます。

本案は、委員の会議欠席事由及び委員の出産に伴う欠席の届出の取扱いについて明文化を図るため、霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、議案にお示ししたとおり、委員の会議欠席事由の明文化する改正を行うものでございます。

以上が提出いたしました議案の提案理由でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

(質 疑)

○議長（山本進君） これより質疑を行います。

質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

（討 論）

○議長（山本進君） これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

委員会提出議案第4号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第11 閉会中の継続調査の申し出について）

○議長（山本進君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。



◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

午後4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 川 村 成 二

署名議員 入 野 富 男

資 料

令和3年 霞台厚生施設組合議会 第2回定例会議事日程

令和3年10月19日

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議会運営委員の選任

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第3号ないし議案第5号

議案第3号 令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定
について

議案第5号 霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する
条例を制定することについて

日程第7 一般質問

日程第8 議案質疑・討論・採決

日程第9 委員会提出議案第3号

霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定すること
について

日程第10 委員会提出議案第4号

霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するこ
とについて

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

令和3年霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 令和3年度に新設供用開始した「霞台クリーンセンターみらい」において、プラスチックごみを再資源化せずに焼却していることについて (1) 世界的環境破壊、異常気象、新型コロナウイルス感染症出現の背景に温室効果ガス（大半は二酸化炭素）の排出増があることが指摘されている。そのなかでこれに逆行して、令和3年度の新設供用開始以来、プラスチックごみを再資源化せずに焼却し続けていることについて、管理者の見解を問う。 (2) 「プラスチック資源循環促進法」が6月4日に成立したことによって、霞台厚生施設組合のプラスチックごみの処理はどのように改善されるか。	管理者、担当課長
		2 DBO方式のなかで、いかに組合の主体性が貫かれているか。 (1) 組合とヒルサイドレイクテクノロジーとの意見交換などはどうなっているのか。 (2) 住民の意見はどのように反映されているか。	担当課長
		3 大気汚染の状況について (1) 当初計画との関係はどうか。 (2) 住民へ広報はどうなっているか。	担当課長
		4 周辺道路の混雑状況について (1) 現状はどうか。 (2) 当初計画との関係はどうか。 (3) 住民からの苦情等について。	担当課長
2	川澄敬子	1 中間置場の現状と課題について 今まで茨城美野里環境組合を利用していた住民にとって、中間置場を設置したことは、負担を軽減でき、よかったと思う。4月開設以降の利用状況はどうか。また、今後改善すべき課題はどのようなものがあるか。住民が利用しやすい中間置場を要望する。	担当課長
		2 霞台厚生施設組合議会の動画配信について 4市町の住民に、ごみ処理問題や霞台厚生施設組合について、関心を深めてもらうことが必要。現在、組合議会の傍聴が認められているが、傍聴者が少なく十分とは言えない。もっと広く知らせるために、動画配信を要望する。	担当課長

令和3年霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 議案第3号 令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号) (1) 売電収入は本予算で220,000(千円)計上しているが、補正予算書9ページでさらに100,000(千円)追加計上している理由について説明を求める。 (2) 補正予算書11ページで、職員共済組合納付金272(千円)を補正したことについて説明を求める。 (3) 同じく補正予算書11ページで、退職手当負担金790(千円)、施設運転管理業務委託料8,800(千円)、焼却灰等溶融処理業務委託料57,300(千円)、系統連系工事費負担金21,300(千円)を補正したことについて説明を求める。	担当課長
		2 議案第4号 令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について (1) 決算書2ページ 国庫支出金 予算現額と収入済額との比較で9,384,000円の減となったことについて説明を求める。 (2) 決算書2ページ 財産売払収入が予算現額と収入済額との比較で7,296,491円の増になっていることについて説明を求める。 (3) 決算書2ページ 雑入が予算現額と収入済額との比較で45,402円の増になっていることについて説明を求める。 (4) 決算書4ページ 清掃費が予算現額と支出済額との比較で180,107,909円の増となっていることについて説明を求める。 (5) 決算書18ページ 工事請負費の不用額12,589,500円の内訳について説明を求める。 (6) 決算書18ページ 負担金補助及び交付金の不用額38,468,488円の内訳について説明を求める。	担当課長
2	川澄敬子	1 議案第3号 令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号) (1) 歳入について ①繰越金が98,904千円増加した理由は何か。 ②雑入中、売電収入が100,000千円増加した理由は何か。焼却ごみが増加したことによるのか。 (2) 歳出について ①塵芥処理費中、12焼却灰等溶融処理業務委託料が57,300千円増加した理由は何か。	担当課長
		2 議案第4号 令和2年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入について ①国庫支出金が9,384,000円(当初予算より62,917,000円)減の理由は何か。 (2) 歳出について ①総務管理費の中で一般職員給(2名分)とあり、派遣職員給料等負担金が18,478,890円だが、これは何人分なのか。 ②衛生費の中で一般職員給(3名分)とあり、派遣職員給料負担金47,655,604円だが、これは何人分なのか。	担当課長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
2	川澄敬子	<p>3 議案第5号 霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて</p> <p>(1) 別表の施設使用料、大人500円、小人300円の根拠はなにか。以前の施設白雲荘の使用料は200円だったが、なぜ値上げになるのか。</p> <p>(2) 貸切り使用料の根拠はなにか。他の公民館等公共施設との整合性は取れているのか。</p> <p>(3) 第15条に使用料の減免の項目があるが、具体的に決めるべきではないか。たとえば、非課税世帯や高齢者などは、減免の対象とするなど。</p>	担当課長